

意見書

放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定並びに放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年2月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年3月12日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定並びに放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 放送局に係る表現の自由享有基準

ア 制定内容

- 一 放送局の開設の根本的基準第9条に規定されている放送の普及に係る事項を「放送局に係る表現の自由享有基準」として新たに規定すること。（第1条から第15条まで関係）
- 二 放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配することを禁止すること等の原則に対する特例として、「中波放送」と「テレビジョン放送」の兼営と同様に、「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営について規定すること。（第3条及び第4条関係）
- 三 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から施行すること。

(2) 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

ア 制定内容

- 一 認定放送持株会社の子会社に関する放送局に係る表現の自由享有基準の特例を定めることを目的とすること。（第1条関係）
- 二 次の条件に適合する認定放送持株会社の子会社は、放送局を開設することができる旨の特例を定めること。（第2条関係）

- 1 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が重複しないこと。
 - 2 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること。
 - 3 子会社である一般放送事業者は、その子会社として一般放送事業者を有することがないこと。
 - 4 2以上のBSの委託放送事業者を子会社としないこと。
 - 5 その他
- 三 放送局に係る表現の自由享有基準における放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配することを禁止すること等の原則に対する特例のうち、「中波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例等、認定放送持株会社に関しても適用することが適当なものについて規定すること。（第3条～第9条関係）
- 四 認定放送持株会社の子会社に関して、認定放送持株会社との関係以外の関係において規律される「支配」について規定すること。（第10条関係）
- 五 放送局に係る表現の自由享有基準と同様に、審議機関の委員の要件を規定すること。（第12条関係）
- 六 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から施行すること。
- (3) 放送法施行規則の一部を改正する省令案
- ア 改正内容
- 一 委託放送業務に関する認定の基準について認定放送持株会社制度の導入に伴う規定を整備すること。（第17条の8関係）
 - 二 放送法第52条の35第2項の総務省令で定める割合は、100分の33とすること。ただし、認定放送持株会社の株主又は実質株主たる1の者又はその1若しくは2以上の特別関係者が認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者の行う放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において放送を行う地上系一般放送事業者である場合又はそれを支配する者である場合は、100分の10とすること。（第17条の28の3関係）
 - 三 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から施行すること。
- (4) 放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案
- ア 改正内容
- 一 放送局に係る表現の自由享有基準において定める内容に相当する規定を削除すること。（第9条関係）
 - 二 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

近時、放送のデジタル化や通信と放送の融合が進展する中で、地上デジタルテレビジ

ョン放送の中継局整備等についての多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって経営のより一層の効率化が必要となってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきていること等を踏まえ、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）において「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する」とこととされ、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告（平成18年10月6日）」において「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義である」旨の提言がなされた。

このような事情を受け、政府は、認定放送持株会社制度を導入することとした「放送法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、同法案は、第168回臨時国会において可決・成立し、平成19年12月28日に公布された。

本件は、放送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要となる省令の整備等を行うものであり、電波法の一部改正によりマスメディア集中排除原則の法的根拠を明確にしたことを踏まえ、放送局の開設の根本的基準の一部改正のうちのマスメディア集中排除原則に相当する部分を独立した省令として規定する等のため、放送局に係る表現の自由享有基準を制定すること、認定放送持株会社制度の導入に伴い、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めるため、放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を制定すること、認定放送持株会社制度の導入に伴い、認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合を設定するため、放送法施行規則の一部改正をすること及び放送局に係る表現の自由享有基準の制定に伴う規定の整備をするため放送局の開設の根本的基準の一部改正を行うことを内容とするものである。なお、本件の参考資料として「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告（平成18年10月6日）」が提出された。

3 利害関係者の陳述等

本件省令案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	要望あり

第3 理由

本件は、電波法及び放送法の改正に伴い、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を制定するとともに、放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部を改正するものである。

第168回臨時国会において、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）が成立し、認定放送持株会社制度を導入して、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めること等の改正が行われた。

今回の改正は、改正された電波法及び放送法の施行に伴って必要となる関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 放送局に係る表現の自由享有基準の制定

改正された電波法で、マスメディア集中排除原則の法的根拠をより明確にするために、放送局の免許についての独立した審査事項として、「総務省令で定める放送による表現の自由享有基準に合致すること」を規定したことに伴い、「放送局の開設の根本的基準」のうちマスメディア集中排除原則に相当する部分を、「放送局に係る表現の自由享有基準」として規定しているが、この際、超短波放送とテレビジョン放送の兼営について可能とする措置を講じている。現在、同一放送対象地域における中波放送とテレビジョン放送の兼営はマスメディア集中排除原則の例外として認められているが、中波放送と超短波放送については、音質や届く範囲に若干の相違はあるものの、制度的に異なった取扱いをするほどの違いはないものと考えられることから、これを新たな経営の選択肢の一つとして認めることは適当と考えられる。

また、新たに必要となる認定放送持株会社に関する規定の整備等を行っているが、これは、認定放送持株会社制度の導入に必要な措置であり、改正内容は適当と認められる。

2 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定

改正された放送法では、認定放送持株会社制度を導入し、持株会社によるグループ経営を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとしている。

放送局に係る表現の自由享有基準では、原則として放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配すること等を禁止しているが、放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令においては、認定放送持株会社が次のような条件下で複数の一般放送事業者を子会社とすること等を可能としている。また、放送局に係る表現の自由享有基準における例外規定については、認定放送持株会社制度に係る規律に照らし、抵触する又は意義を有しないものを除き、同様に適用している。

- ① 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が原則重複しないこと
- ② 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること
- ③ 2以上のBSデジタルの委託放送事業者を子会社としないこと

これらは、改正された放送法の施行の時点において、いわゆるキー局と経営基盤の確保が課題とされる複数のローカル局を子会社とする持株会社を想定し、BSデジタル放送の特性も勘案して定められたものであり、改正内容は適当と認められる。

3 放送法施行規則の改正

改正された放送法では、認定放送持株会社の議決権保有に関し、一の者による認定放送持株会社への保有基準割合（10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合）を超える議決権については、それが制限されることとされている。

放送法施行規則の改正案では、認定放送持株会社制度の導入による規定の整備を行うとともに、認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合について、次のように定めている。

- ・ 100分の33
- ・ ただし、認定放送持株会社が子会社とする地上放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする放送事業者等については100分の10

これらは、放送普及基本計画に定める事項を勘案し、放送の多元性等の確保のために定められている現行のマスメディア集中排除原則における「支配の基準」が、異なる地

域について 20%、隣接地域の特例について 33%としていること等を踏まえて定められたものであり、改正内容は適当と認められる。

4 放送局の開設の根本的基準の改正

放送局の開設の根本的基準の改正案では、マスメディア集中排除原則に相当する規定を、上記 1 の省令により定めることに伴い、削除しているが、これは放送法の改正に伴って必要となる措置であり、適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、今後の制度の見直しや運用等に関する要望については、総務省から別紙のとおり回答があり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 社団法人 日本民間放送連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送局に係る表現の自由享有基準を制定する省令案第13条及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案第10条に規定される、地上放送における異なる地域間の支配の基準の緩和を検討するよう要望する。 	<p>地上放送における異なる放送対象地域についての「支配」の基準を緩和する必要があるとは考えていないが、この点については、今後とも必要に応じ検討する予定である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令案第2条において、認定放送持株会社が子会社としうる地上放送事業者の数は12局を上限とするとともに、関東・近畿・中京の広域放送局は放送対象地域に含まれる都府県の数でカウントされているが、経営資源の効率的運用及び放送事業者間等の連携ニーズへの柔軟な対応を享受するには不十分であると考えられるため、子会社としうる放送事業者の数については、適時適切に見直しを行うよう要望する。 	<p>子会社としうる放送事業者の数の上限について、原則12局とすることは現在においては適当と考えているが、今後とも必要に応じ検討する予定である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送法関係審査基準の一部改正案第10条における一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務の範囲については、放送事業の実態に則し、適切に運用されるよう要望する。 	<p>今後の検討における参考意見として承る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 改正放送法第52条の37により、認定放送持株会社の資産が認定の要件に適合しない状況に陥った場合、総務大臣は当該会社の認定を取消しが可能となったが、取消しを行う際には慎重な検討を経た上で、措置すべきである。 	<p>今後の検討における参考意見として承る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 認定放送持株会社制度は、地上放送事業者を子会社とする持株会社を想定しているが、同制度の見直しを含め、BS放送に係る所有規制の緩和を検討するよう要望する。 	<p>認定放送持株会社制度においては、既に1のBS デジタルの委託放送事業者を子会社とすることを可能としており、BS放送に係るマスメディア集中排除原則については、今後とも必要に応じ検討する予定である。</p>